

# 日本管見（1890～1931年）

—— 深井英五について ——

片岡俊郎

## はじめに

私は、先稿「日本とイギリス（1925～1931年）—深井英五とJ.M.ケインズ—」（『福山大学経済学論集』第28巻、第2号、2004年3月）において、深井英五『通貨調節論』（日本評論社、1928年、新訂版1938年）を取り扱っている。本稿においては、先稿で問題にした『通貨調節論』第1章「考察の目標」、第2章「考察の態度」、第3章「通貨の意義」に加えて、第4章「通貨調節の必要」、第5章「通貨制度及思潮の変遷」、第6章「通貨調節の趣旨」と、第13章「信用の伸縮」、第14章「通貨の発行制度」、第15章「経済活動と通貨の作用」を取り扱った。

深井英五は、「新訂版（1938年）」出版に際し、「新序」として、『通貨調節論』について、次のように述べている。

『通貨調節論』は、深井英五が日本銀行副総裁の時に発表したものであり、後著『金本位制離脱後の通貨政策』（千倉書房、1938年、増補版1940年）は、日本銀行総裁（1935～1937年）辞任後、執筆されたもので、「通貨政策上の心構えを合理的に根拠付けんとするのが共通の目標で」あったとしている。

『通貨調節論』「新序」では、次のように述べる。

「学会に知られたる重要な貨幣理論及び金融理論を挙示し、必ずしも一々断案を下さないが、政策の参考として採るべきものを採らんがために之れを検討した。又通貨政策の行はるべき径路及び手段を明らかにし、之れを政策と結び付けて世間の理解を得んがために、貨幣、金融、物価、為替等に関する

日本管見 (1890～1931年)

諸般の事項、殊に中央銀行業務の技術的方面を細かに解説した。随て政策論たると同時に、一種の読本とも云ふべく、教科書の延長とも云ふべき趣があった。只教科書的な取扱方の上にも私の日本銀行に於ける体験を加味したものである。」(1ページ。)

深井英五『通貨調節論』(1928年、新訂版1938年)は、第1章「考察の目標」、第2章「考察の態度」、第3章「通貨の意義」、第4章「通貨調節の必要」、第5章「通貨制度及思潮の変遷」、第6章「通貨調節の趣旨」、第7章「通貨の価値と通貨の調節」、第8章「通貨の対内価値と対外価値」、第9章「金本位」、第10章「在外正貨」、第11章「通貨伸縮の径路」、第12章「通貨調節の手段」、第13章「信用の伸縮」、第14章「通貨の発行制度」、第15章「経済活動と通貨の作用」から構成されている。なお、第4版(1929年)で、補遺として「英国発行制度の改正」「仏蘭西の金本位制定」が増訂され、新訂版(1938年)には、「金の価値と通貨の価値」(1930年執筆)が追録されている。

通貨を考えるに際し、通貨について、通貨制度について、通貨政策についてを三位一体として取り扱うのが一般的である。『通貨調節論』においても、第3章「通貨の意義」では、通貨について一般的に述べた後、第4章「通貨調節の必要」では、通貨について、第5章「通貨制度及思潮の変遷」では、通貨制度について、第6章「通貨調節の趣旨」では、通貨政策について考察され、そのことを基礎にして、第7章以下で詳論が展開されているととれる。

『通貨調節論』第7章「通貨の価値と通貨の調節」、第8章「通貨の対内価値と対外価値」は、通貨について、第9章「金本位」、第10章「在外正貨」は、通貨制度について、第11章「通貨伸縮の径路」、第12章「通貨調節の手段」は、通貨政策についての詳論である。

本稿で第1章から第6章に加えて問題にした、『通貨調節論』、第13章「信用の伸縮」は、金融について、第14章「通貨の発行制度」は、通貨制度改

革の問題点が取り上げられ、第15章「経済活動と通貨の作用」は、金融政策に言及している。

本稿が、『通貨調節論』、第1章から第6章までを問題にした上で、第13章「信用の伸縮」、第14章「通貨の発行制度」、第15章「経済活動と通貨の作用」を取り上げたのは、深井英五が「新序」でいう「貨幣、金融、物価、為替等に関する諸般の事項」を念頭においたものである。その際、深井英五がいう物価、為替は、国内物価、外国為替として、貨幣の貨幣価値の問題であるだけでなく、貨幣の流れである金融、官・民、公・私<sup>1</sup>の経済を念頭においた通貨制度改革、経済政策全体の中の金融政策と密接な関係があると理解したからである。

なお、『通貨調節論』第1章から第3章までは、出来るだけ本文の要約に努めたが、第4章以下においては、深井英五から啓発された事項、考え方を中心に取りまとめた。したがって、「付」として『通貨調節論』の詳細目次を示しておいた。

## I

『通貨調節論』第1章「考察の目標」は、第1節「由来」、第2節「通貨問題の重要」、第3節「通貨調節の趣旨、手段、範囲」から構成されている。

第1節「由来」は、深井英五が、日本銀行の業務に従事し、通貨について「学んだこと、考えたこと、実験したこと」を、取りまとめたものであり、中央銀行の職能が、通貨調節にあるとすれば、通貨政策を取り扱うことは、通貨調節が「世界戦争の後を承けたる各国通貨制度の推移に重要な関係がある」故、通貨制度とも関係がある。したがって、本書の由来は、通貨について、通貨政策について、通貨制度について考えた結果の産物なのである。

第2節「通貨問題の重要」では、第1次世界大戦後のロシアのルーブル、ドイツのマルクが、片や革命のため、片や敗戦のため、通貨が無価値となっ

日本管見（1890～1931年）

たことに注目し、通貨について考えることが、通貨制度、通貨政策の考察につながるとしている。ロシアにおいては、新通貨制度が導入され、ドイツにおいては、新通貨政策の実施により、経済危機が乗り越えられた現実を示すことによって、通貨問題の重要性が説かれるのである。

第3節「通貨の調節の趣旨、手段、範囲」では、通貨の状態が、通貨制度、通貨政策によって人為的に動かしかうることに注目して、公益上の趣旨、目的をもって、人為的に行なわれる通貨調節こそ、考察の中心におかれなければならないとしながらも、通貨調節は、官・公だけではなく、民・私の協力が必要であることが、同時に説かれる。したがって、官・公、民・私の納得のいく通貨調節の趣旨は重要であり、その際、実際に即して、論理的に考える中から、いかなる通貨調節の手段を使うか、通貨調節はどのような範囲にまで広げるかを、明確にすることを目標とするのである。

『通貨調節論』第2章「考察の態度」は、第1節「社会の福祉」、第2節「経済現象の傾向」、第3節「学説の論争」から構成されている。

第1節「社会の福祉」では、経済問題に関する考察は、知識の獲得、経営の指針として、私益をもってなされることもあるが、本書では、公益すなわち社会の福祉の増進への貢献が目的であり、社会の福祉が重要であることを強調している。社会の福祉では、社会全体の生産活動による物質的豊かさと、分配の公平さを軸に考える必要を、「衣食足って礼節を知る」ということわざから、「人はパンがなければ生きられない」現実を見据え、生産活動による物質的生活の充実が、精神的生活の向上の条件と認め、「人はパンのみに生きるにあらず」から、一線を画した生産活動による物質的生活に中心をおいた分配の公平さを考慮した社会の福祉の増進を説き、社会の福祉を経済的考察の目的とするとしている。

第2節「経済現象の傾向」では、経済的合理性に中心をおき、経済的合理性を短期的、中期的、長期的観点から考察することにより、経済現象の自然

の傾向を把握しなければならないとしている。通貨調節は、経済現象の自然の傾向を基礎として、工夫されなければならないものであるからである。

第3節「学説の論争」では、理論と実際の問題はさておき、いかに通貨を調節すべきかという観点の下に、理論の構成には打算と直観を加え、現実との対応のなかで学説を問題にするにとどめたいとしている。

なお、本考察は、現行の経済状態を基礎とするものであるが、現実にとらわれない一般性を追究するものでもある故、本書においては、事実を詳述するものではないとしている。

『通貨調節論』第3章「通貨の意義」は、第1節「通俗の用例」、第2節「通貨の種類」、第3節「通貨の代用」から構成されている。

第1節「通俗の用例」では、通貨は何を意味するかを、世間の用例になるべく広く適合するものを採用したいとしている。通貨とは、通俗の用例の「かね」を採用し、「かね」とは、租税の上納、買物の代金、労務の報酬、債務の弁済、その他支払決済のために一般に授受される物、受け取る者の側において、一般に認められる物を指し、一般的支払手段として通用する物と考える。貨幣という言葉は、鑄造された硬貨、略して鑄貨として狭く使われることがあるから、貨幣という言葉は使わず、貨幣として通用するもの即ち通貨という言葉で一貫することにしたいとしている。

第2節「通貨の種類」では、通貨は、金貨、銀貨等の正貨、正貨の代用品である政府紙幣、兌換銀行券、不換銀行券を区別せず、一般の支払に通用する事実を重きを置き、通貨の機能をはたしている物を指すとしている。通貨とは何かという問題と、いかなる通貨が良いかという問題は区別し、立法上、即ち、制度上あるいは政策上の問題として、両問題は、通貨調節を考える場合は重要であるが、立法者及び通貨の調節の任に当たるものに左右される故、国により、時代により判断しなければならないとしている。したがって、本章では一般的に通貨を考察する場合であるから、通貨とは何かという問題に

絞り、処理することにするとしている。通貨の実情を見てみるに、現代国家においては、通貨は国定の鑄貨、政府の発行する紙幣、国家の付与する特権に基づく銀行券、即ち金貨・銀貨・アルミ貨等、政府紙幣、中央銀行券を指す。鑄貨は、本位貨と補助貨を区別せず、紙幣は、政府、中央銀行の区別、兌換、不換の区別をせず、法制上、實際上使用されている物を通貨と考えるのである。ただ、制度上の問題でもある故、通貨の扱い上において、国により、時代により異なることがあることを、発行部と営業部の区別あるイングランド銀行と、発行部と営業部の区別のない日本銀行とでその違いを示している。日本とイギリスの中央銀行における中央銀行券扱いの会計上の違いでもある。

第3節「通貨の代用」では、通貨に鑄貨または紙幣以外に、小切手又はその源泉たる銀行預金を加えることもできるが、我国の現状においては、特に通俗の考え方に依拠すれば、小切手又はその源泉たる銀行預金を通貨とみなさず、通貨授受の便法、並びに通貨を實際授受せず、通貨の勘定を決済する手段としておくとする。ただ、通貨調節の問題を考える場合においては、官・公、民・私双方の問題である故、鑄貨及び紙幣とあわせて小切手又はその源泉たる銀行預金も対象としなければならないとしている。小切手又はその源泉たる銀行預金は、現行の金融機関の問題である故に、イギリスと日本では、銀行制度の発達如何で取扱において異なることは、やむを得ないことであるとする。通貨には、国内通貨と国際通貨が存在するが、この際、国際通貨の金地金、国内通貨である小切手又はその源泉たる銀行預金（預金通貨）は、通貨とみなさず、鑄貨及び紙幣、即ち現金通貨のみを通貨として取り扱うこととしている。（深井英五『通貨調節論』を取り扱った先稿からの転載である。）

## II

深井英五は、『通貨調節論』、第4章「通貨調節の必要」において、金本位制度下の通貨を本位貨、補助貨、紙幣と分けて、通貨調節との関係で、次の

ように述べている。

まず、本位貨においては、金本位制度下、自由鑄造、鑄潰し及び輸出の自由が保証されているのが前提であるから、通貨の調節に関しては、きわめて限定されているとしている。したがって、本位貨である金貨の数量は、金の輸出入、産金の多寡、金に対する工芸上及び貯蔵のための需要と通貨としての需要との釣り合いによって決まり、直接にこれを調節すべき手段はないとする。ただし、産金の奨励、嗜好の指導、金利政策、貿易政策等により、間接に影響を及ぼし得るに過ぎず、国庫金収納、支払いの手心等により、その流通高を多少調節し得るのみとしている。

次に、補助貨においては、通貨調節との関係においては、ほとんど無視して良いと述べる。ただし、補助貨の必要は、日常の取引の便不便に少なからざる関係があるから、平生において、準備不足にならないように、相当の用意を前もってしておかなければならないとする。補助貨幣は、無制限通用力はなく、同じ金属であっても、本位貨とは区別されることは言うまでもないとしている。

紙幣に関しては、通貨調節との関係が最も深く、通貨調節を前面に打ち出せば、紙幣についての考察が一番重要となる。紙幣発行に関しては、正貨準備発行と保証準備発行の二つから成り、通貨調節に関しては、保証準備発行が、問題にされるのである。金本位制度下の兌換銀行券発行に際してと、法定不換紙幣制度下の不換紙幣とは、法制上、運用上の条件において異なり、不換紙幣においては、調節に関して、より一層の慎重さが求められることになるとしている。

日本においては、兌換銀行券は、中央銀行である日本銀行によって発行される。日本銀行の兌換券は、金貨及び金地金の準備として発行するにはなんらの制限もない。即ち、正貨準備発行である。日本銀行は、正貨準備と同額の兌換券を発行する以外に、政府発行の公債証書、大蔵省証券、その他確實

なる証券または商業手形を保証として兌換券を発行することが出来る。保証準備発行である。正貨準備発行と、保証準備発行を加えた兌換銀行券は、法令で決められ、それ以上の兌換銀行券の発行は、制限外発行といわれるものである。制限外発行に関しては、1カ年、5分を下らざる割合をもって、発行税を納める必要がある。通貨調節に関しては、保証発行に絶対の限度がない故に、日本銀行の判断は、国民経済にとって、きわめて重要となるのである。

以上のように、通貨を整理した上で、深井英五は、日本の通貨制度について、『通貨調節論』、第5章「通貨制度及思潮の変遷」の中で、次のように述べる。

日本の通貨制度は、イギリス、フランス、アメリカの系統ではなく、大体ドイツの系統に属すると説く。ドイツが保証発行について、比例準備制をとっているのに対し、日本は屈伸制限を採用していることと、ドイツの発行の保証は、証券、手形及び小切手と限定しているのに対し、日本は、政府発行の証券その他の確実なる証券を加えていることに違いがあるとする。以上の2点からすれば、ドイツの通貨制度は、日本の通貨制度に比べて嚴重であるといえる。特に、日本の場合、政府発行の証券を保証発行の準備にしていることによって、中央銀行の政府からの独立性に問題が生じてくるからである。

他方、ドイツの通貨制度においては、保証発行税は、制限内発行に関しては無税、制限外発行に関しては、年5分と、定率であるのに対し、日本は、制限内発行に関しても、定率年1分2厘5毛の税を課し、制限外発行については、年5分以上としていることによって、日本の通貨制度の方が、より嚴重であるといえる。日本の場合、制限外発行税率を変化させることが可能であり、通貨発行の伸縮について、通貨政策の手段として使えるとする。

日本の通貨制度は、1886（明治19）年、兌換銀行券の発行限度を2000万円と定め、それ以後、1888（明治21）年、保証発行屈伸制限制度を採用し、保証発行限度は、7000万円となり、1890（明治23）年、8500万円、1899（明治32）年、1億2000万円に引き上げられ、現在（1928年時点）に至っ



ていると、深井英五は述べている。（本稿、IVの「貨幣年表」参照。）

深井英五は、通貨、通貨制度について述べた後に、『通貨調節論』、第13章「信用の伸縮」において、金融、金融制度についても言及する。金融とは、通貨の流れであり、通貨については、深井英五の時代的背景を考慮に入れた場合、通貨当局である政府、中央銀行を中心に考えざるをえない。しかし、現下（当時）においても、通貨は現金通貨と預金通貨から構成されており、通貨を考える場合には、通貨当局である政府、中央銀行以外に民間の金融機関、とりわけ預金取扱金融機関であるいわゆる銀行を問題にしなければならないとする。その意味において、深井英五の信用についての言及は、本書、第3章、第3節では現金通貨のみを通貨として取り扱うとしながら、本章において、預金通貨をも問題にするのは、現下（1928年時点）を理解するためには深井英五が不可欠であると考えからである。

深井英五は、信用を扱うに際し、問題の意義を次のように述べている。

通貨の伸縮を考える場合、現金通貨以外に、上記したように、預金通貨についても考察しなければならないと説き、通貨の伸縮は、信用の伸縮まで拡大されて、通貨の国民経済における位置が明確になるからであるとする。

預金通貨を扱うのであるから、銀行取引活動が問題になる。銀行の機能が、資金の調達と資金の運用から構成され、資金の調達、資金運用の両面から国民経済との関係を見ていく必要があるとする。

現金通貨の通貨価値を問題にした場合、通貨の発行数量との関係で論じたが、通貨価値の安定には、銀行取引活動の繁閑が問題になる。通貨当局と国民経済の間に、通貨の媒介者、銀行が存在するからである。国民経済の動向は、銀行取引活動の多寡によって判断されなければならないからである。

銀行取引活動が、資金の調達と資金運用から構成されていることは、前述したが、資金の調達が、預金であるのに対し、資金の運用は貸出と投資からなる。預金と貸出・投資との関係から、信用の伸縮が問題にされるのである。

信用の伸縮は、銀行取引活動の繁閑により決定されるのである。銀行取引活動の繁閑を自由にしておけば、国民経済に様々な問題が生ずることも念頭に置かなければならないとする。しかし、通貨価値の安定には、銀行取引活動の繁閑との関係がある故、通貨価値の安定の面からも、銀行取引活動に対する関心を必要とするのである。

深井英五は、中央銀行が発行する現金通貨、中央銀行券と預金取扱金融機関であるいわゆる銀行の発行する預金通貨との関係に言及し、民間金融機関である銀行が、預金通貨の準備金として現金通貨を保持しなければならない通貨準備金の問題から、中央銀行による通貨の調節により、民間の銀行の信用調節が可能であるとする。中央銀行が、民間の金融機関である銀行を統制し、国民経済発展のために統制を活用するのが金融統制である。

金融統制は、公平に行なわれるべきであり、中央銀行と民間の金融機関である銀行との関係が、金利すなわち公定歩合の上下を通じて結びついているとする。民間の金融機関である銀行が、中央銀行券を必要とする場合、中央銀行が提示する公定歩合に、どう対応するかによるからである。民間の金融機関である銀行の営業活動における健全性が求められることになる。民間の金融機関である銀行の取引活動は、自由が保証されてはいるが、現金通貨と預金通貨の関係から、中央銀行の行動を常に念頭におかなければならないのである。銀行が常に中央銀行を念頭におくことは、理想的な中央銀行と民間の金融機関である銀行との関係であるが、現実では、理想通りの関係を見出すことは困難であるとする。

金融統制を有効にするためには、中央銀行が貸出の条件を定め、貸出の条件に基づいて行動することにある。現金通貨の調節が通貨価値の安定を顧慮することによって行なわれた如く、金融統制の調節がいかに行なわれなければならぬかを考察することになる。

中央銀行と民間の金融機関である銀行との関係が密であるためには、中央

銀行の通貨調節が適切に行なわれていることが条件となる。金融統制には、中央銀行と民間の金融機関である銀行との健全性を問題にしたが、中央銀行と政府との関係における健全性も、保証されていなければならないことはいうまでもない。金融統制において中央銀行がイニシアチブを発揮するためには、中央銀行は有力銀行の金融情勢の把握と同時に、民間の金融機関である弱小銀行の金融情勢を常に把握しておかなければならないことになる。さらに、<sup>ふえん</sup>布衍すれば、中央銀行は、金融情勢一般に対し、情報を得、情報に基づいた対策をとることによって、金融統制は有効に機能することになる。

深井英五においては、預金通貨についての言及はあるが、時代的制約により、民間の金融機関である銀行をも含めた金融制度一般については具体的に論じられてはいない。ましてや、保険会社、証券会社についての言及はなく、日本の金融制度全般についての説明を求めることはできない。したがって、『通貨調節論』、第14章「通貨の発行制度」では、前述したように通貨制度改革の問題点が述べられているにすぎない。

### III

深井英五は、第4章、第5章で通貨、通貨制度について述べた後、『通貨調節論』、第6章「通貨調節の趣旨」において、次のように記す。

通貨調節の目的の一つが、通貨価値の安定と考えた場合、物価と賃金の安定を一応の目安とすべきであろう。

通貨は、計算貨幣として考える場合においても、通貨には通貨の機能が存在する故、通貨価値の安定は、通貨の機能である価値の尺度と結び付けて考えるべきであろうとする。

通貨価値の安定を問題にする場合、対内的な側面と対外的な側面において表現するのが一般的である。

通貨価値の安定を対内的な側面から表現するのが、物価の安定である。物価、

日本管見（1890～1931年）

賃金両者を考える必要があることは前述したが、統計上の問題もあり、物価に限定する。

通貨価値の安定を対外的な側面から表現するのが、外国為替の安定である。対外的な取引をする場合、外国為替によってなされるからである。

通貨調節の目的の一つとして、通貨価値の安定を考える場合、国民経済の健全なる発展のためには、通貨価値に急激な変動のないことを、通貨価値の安定と理解すべきであろうとする。

通貨価値の安定は、急激な変動の有無によって取り扱われるべきものであり、物価の高低、賃金の高低によって判断するものではないとする。

物価の高低、賃金の高低を問題にする場合、社会の経済生活との関係で処理されなければならない、国民経済に顕著な影響が生ずる場合、何らかの対策が必要であろうとしている。

物価の高低、賃金の高低の国民経済における影響を無視し、あるいは対策に失敗した場合、自国通貨は自国通貨として通用せず、自国通貨に代わって外国通貨が使われる場合が生じるであろうとする。

物価の急激な変動が、回避される必要があるのは、通貨価値の安定が損なわれ、国民経済の健全な発展が実現できないからであるとする。

外国為替相場の急激な変動についても、国内物価と同様な問題点が存在する以上に、外国為替相場独特の国民経済に対する影響を考えざるをえない。国内経済の問題として処理できないことがらが、外国経済においては生じている可能性もあり、対策に困難をきたすが故に、より慎重なる対応が求められることになる。特に、国民経済的影響が心理作用によって生じていると見られる場合、心理作用の鎮静化に努める必要があるとしている。

したがって、通貨価値の安定には、物価及び外国為替相場の急激な変動を回避すべきことであり、物価及び外国為替相場の安定は、通貨政策によって可能と考え、様々な対策を講ずるべきであろうとする。

通貨調節の目的は、通貨価値の安定以外にも存在する。通貨価値の安定の目的が、国民経済の福祉であるとすれば、通貨と関係あると思えるあらゆる事柄についても考察を必要とするであろう。

国民経済の福祉を向上させるためには、国民の経済活動が円滑に行なわれていることを条件とする。国民経済の活動が円滑であるためには、分配よりも生産に重きを置く必要がある。生産を重視する意味は、生産あつての分配であり、国民の経済的福祉とは、そのことによって達成されるからである。

通貨価値の安定に、物価の高低を問題にしないと前述したが、国民経済の福祉を考慮に入れた場合、物価の高低は、国内経済と世界経済両面から留意しなければならない。国内経済においては、物価の下落より物価の上昇を是とされる場合も、世界経済を問題にした場合、物価の下落を止むをえない選択として受け入れざるをえない場合が存在するからである。国民経済の健全なる発展のためには、産業基盤の整備を必要とし、内外の状況いかなる場合にも耐えうる、中・長期的な産業基盤整備が求められるのである。

国民の経済的福祉の観点から、以上述べてきたが、国民の社会的福祉となれば、いささか違った見方を必要とする。国民経済は、本来、民間の経済を中心に置くべきであるが、時には政府の助けを必要とする。この場合、財政上の必要から、通貨の供給を増加させることが可能であるからである。政府の国債の発行である。社会福祉という言葉は、経済的福祉とは異なり、経済よりも政治を前面に出した言葉であるから、経済が政治に、一時、経済活動の向上を任せることであり、国民経済の健全な発展につながるものかどうか、政治家はもとより、国民は、より慎重な行動と判断が求められるのである。

国民の社会福祉が重要であることは、確認されたが、社会福祉を全面に打ち出すことによって、通貨価値の安定が無視されてはならない。通貨価値の不安定、すなわち物価あるいは外国為替相場の激甚なる変動は、国民経済に恐るべき重大な結果をもたらすからである。国民経済に対する恐るべき重大

な結果とは、前述した健全なる産業基盤が破壊されることであり、いったん破壊された産業基盤の修復は、きわめて困難なことだからである。

したがって、通貨価値の安定を、金本位制度とだけ結びつけて考えるのではなく、通貨本来の機能を熟知し、国民経済、世界経済の経済状況と結びつけ、国民経済の福祉向上、国民の社会福祉向上につなげるものとして理解しなければならないとしている。

深井英五は、『通貨調節論』、第15章「経済活動と通貨の作用」において、通貨政策から金融政策へ話を展開している。金融とは、通貨の流れであり、通貨の側面から国民経済をながめ、経済活動の健全な動きを、通貨との関係で考察するのである。

経済活動とは、生産と分配からなり、生産の側面を強調する余り、分配に不公平を生ずる場合が出現する。分配の不公平は、社会の福祉にとって害があるのみならず、次の生産の発展につながらない場合が生じる。通貨の流れを円滑にすることにより、生産と分配を妥当なる関係として持続的に維持し、国民経済の健全な発展に寄与することが求められるのである。

したがって、通貨の作用が、経済活動に影響を及ぼすものであるならば、通貨の作用に対する配慮が必要となり、そこに金融政策の重要性が確認されることになる。

国民経済の健全なる発展のためには、資本の蓄積を必要とし、資本の蓄積において重要な役割を果たすのが通貨なのである。

現金通貨の発行主体である中央銀行、政府に加え、民間の金融機関である銀行の取引活動は、預金通貨によってなされるものであるから、国民経済は、官民一体とならなければ健全な発展は達成しえないのである。

中央銀行の通貨の調節において、国内物価の安定を強調したが、民間の金融機関である銀行の取引先が、一般企業であることを考えた場合、独創力に富みリスクを伴った事業に挑戦する起業家に対する扱い方の良し悪しが、国

民経済の健全な発展と結びつくため、中央銀行、民間の金融機関である銀行以外に、一般企業の健全性が求められるのである。

中央銀行、政府、民間の金融機関である銀行の情報力、読解力、提案力、説得力、行動力の必要性は、対象が一般企業にとどまらず、国民経済全体に対するものでなければならぬことになる。そうでなければ、国民経済の問題は、解決しないからである。

深井英五は、最後に、金利について述べる。金利が低きことは、経済活動にとって望ましいことを認めた上で、低金利のもたらす国民経済に対する弊害にも言及する。

低金利の問題は、通貨政策の課題である通貨価値の安定と通貨の円滑な流通との関係に触れるものであり、一言で述べることは困難な問題であるとするのである。

金利の問題は、国内経済の問題にとどまらず、国際経済の問題として考えなければならない面が存在する。国内経済におけると同様、国際経済においても、金利の問題は、簡単に結論づけることはむずかしいとする。

深井英五は、時代的制約の下、通貨の作用が経済活動に及ぼす影響は、従たるものと認めた上で、仮に今後、金融の時代が到来したならば、通貨の作用が国民の経済活動の大勢を動かし、社会の福祉増進に奇蹟をもたらす可能性を示唆して、本書を閉じている。

#### IV

私は、先稿「日本とインド（1892～1913年）—深井英五とJ.M.ケインズ—」（『福山大学経済学論集』第27巻、第2号、2003年3月）において、深井英五の「在外正貨」論を問題にするに際し、時代的背景を知るために、『日本貨幣年表』（日本銀行金融研究所、1994年）から事項を取り出し、掲載した。本稿においては、新たな事項を加えて以上本稿で述べてきた深井英五の考え

日本管見（1890～1931年）

方を明確にすることに努めた。したがって、先稿の事項以外に追加したものが、以下の年表である。（通貨、通貨制度、通貨調節（政策）を中心に。）

- 1890（明治23）年 日本銀行、はじめて兌換銀行券の制限外発行の認可を受け、その税率は年5分と定められる。（2月26日）  
兌換銀行券500万円の制限外発行を行う。（3月3日）  
兌換銀行券条例を改正し、保証発行限度を7000万円から8500万円に引き上げる。（5月17日）  
日本銀行兌換銀券改造10円券を発行する。  
（9月12日）  
貨幣委員会議規則を定める。（9月17日）
- 1891（明治24）年 銀本位の貨幣法制定に関し、造幣局長遠藤謹助から大蔵大臣松方正義へ建議する（7月、貨幣委員会議において否決）。（5月11日）  
日本銀行兌換銀券改造100円券を発行する。  
（11月15日）
- 1893（明治26）年 貨幣制度調査会規則を公布し、わが国幣制について根本的に調査を行うこととする。（10月16日）
- 1894（明治27）年 清国に宣戦布告する。（8月1日）
- 1895（明治28）年 日清講和条約が調印され、日清戦争終結する（賠償金2億両）。（4月17日）  
金本位制度の採用を貨幣制度調査会において決定する。  
（7月3日）
- 1896（明治29）年 イギリスに存置する清国賠償金の一部を、日本銀行兌換銀行券の発行準備にはじめて充当する。（5月）  
大蔵省、清国賠償金の取寄せは原則として金塊または金貨によることとし、その旨日本銀行へ令達する。



（9月29日）

- 1897（明治30）年 貨幣法を公布、金本位制度を採用し、新たに金貨20円・10円・5円（純金0.75グラム＝1円）、銀貨50銭・20銭・10銭、白銅貨5銭、青銅貨1銭・5厘を制定する（10月1日施行）。兌換銀行券条例を改正し、銀貨兌換を金貨兌換に改める（10月1日施行）。政府紙幣の銀貨兌換を金貨兌換に改める（10月1日施行）。（3月29日）  
日本銀行券制限外発行税率を年5分から6分に引き上げる。 （8月11日）  
貨幣法を施行する。 （10月1日）  
日本銀行券制限外発行税率を年6分から7分に引き上げる。 （11月1日）
- 1898（明治31）年 1円銀貨通用停止となる。 （4月1日）  
日本銀行券制限外発行税率を年7分から5分に引き下げる。 （10月22日）
- 1899（明治32）年 兌換銀行券条例を改正し、保証発行限度を8500万円から1億2000万円に引き上げる。 （3月10日）  
日本銀行兌換券甲5円券を発行する。 （4月1日）  
日本銀行兌換券甲10円券を発行する。 （10月1日）  
政府紙幣の通用を廃止する。 （12月31日）
- 1900（明治33）年 日本銀行券制限外発行税率を年5分から7分に引き上げる。 （4月18日）  
日本銀行券制限外発行税率を年7分から8分に引き上げる。 （6月21日）  
日本銀行兌換券甲100円券を発行する。 （12月25日）
- 1902（明治35）年 日本銀行券制限外発行税率を年8分から5分に引き下

日本管見 (1890～1931年)

- げる。 (12月27日)
- 1904 (明治37)年 ロシアに宣戦布告する。 (2月10日)
- 1905 (明治38)年 日露講和条約に調印する (日露戦争終結)。  
(9月5日)
- 1910 (明治43)年 韓国併合に関する日韓条約を交付する。韓国の国号を  
朝鮮と改める。 (8月29日)
- 日本銀行兌換券乙5円券を発行する。 (9月1日)
- 1913 (大正2)年 日本銀行券制限外発行税率を年5分から6分に引き上  
げる。 (1月6日)
- 1914 (大正3)年 第1次世界大戦起こる。 (7月28日)
- 1915 (大正4)年 日本銀行兌換券乙10円券を発行する。 (5月1日)
- 1916 (大正5)年 日本銀行1円兌換券を発行する。 (8月15日)
- 日本銀行兌換券丙5円券を発行する。 (12月15日)
- 1917 (大正6)年 日本銀行兌換券甲100円券を発行する。 (9月1日)
- 銀貨幣または銀地金輸出取締等に関する件を公布施行  
し、銀の輸出を禁止する。 (9月6日)
- 金貨幣または金地金輸出取締等に関する件を公布施行  
し、金の輸出を禁止する。 (9月12日)
- 1890 (明治23)年 以前について、必要な限りで、年表を補足すれば次  
の通りである。
- 1871 (明治4)年 新貨条例ならびに造幣規則を布告し、本位金貨20円・  
10円・5円・2円・1円 (純金1.5グラム=1円)、  
貿易銀1円 (開港場に限り無制限通用)、銀貨50銭・  
20銭・10銭・5銭、銅貨1銭・半銭・1厘を制定する。  
(本位貨幣は、金貨、貿易銀、定貨貨幣は、銀貨、銅貨  
である) (5月10日)

- 1873（明治6）年 新貨条例中、銅貨1銭・半銭・1里の模様を改め、1銭の直径を拡大、半銭の直径を縮小、2銭を新定する。  
（8月29日）
- 1875（明治8）年 新貨条例を貨幣条例と改め、定位貨幣を補助貨幣に改称する。  
（6月25日）
- 1878（明治11）年 新貨条例を改正、貿易銀の国内における無制限通用を認め、金銀複本位制に移行する。  
（5月27日）
- 1882（明治15）年 日本銀行条例を布告し、同条例14条をもって兌換銀行券発行の権能を同行に与えることとする。（6月27日）  
日本銀行開業する。  
（10月10日）
- 1884（明治17）年 兌換銀行券条例を布告し、同条例第1条をもって銀行券は銀貨兌換とする。  
（5月26日）
- 1885（明治18）年 日本銀行200万円の引換準備銀貨を置き、兌換銀行券500万円までを9日から漸次発行する旨を大蔵卿へ届け出る。  
（5月7日）  
日本銀行、初の兌換銀券旧10円券を発行する。  
（5月9日）  
日本銀行兌換銀券旧100円券・旧1円券を発行する。  
（9月8日）
- 1886（明治19）年 日本銀行兌換銀券旧5円券を発行する。政府紙幣の銀貨兌換を開始する。  
（1月4日）  
大蔵省、兌換銀行券の発行限度を2000万円と定め、うち800万円は銀貨準備、1200万円は公債準備によるべき旨を日本銀行へ令達する。  
（3月4日）
- 1887（明治20）年 兌換銀行券に7種の人像（日本武尊・武内宿禰・藤原鎌足・聖徳太子・和気清麻呂・坂上田村麻呂・藤原道真）

日本管見 (1890 ~ 1931 年)

ならびに菊章を刷入する件を閣議決定する。

(9 月 19 日)

1888 (明治 21) 年 兌換銀行券条例を改正し、保証発行届伸制限制度を採用、  
保証発行限度は 7000 万円と定める。 (8 月 1 日)  
貨幣条例を改正し、白銅貨 5 銭を制定する。

(11 月 8 日)

日本銀行兌換銀券改造 5 円券を発行する。(12 月 3 日)

1889 (明治 22) 年 日本銀行兌換銀券改造 1 円券を発行する。(5 月 1 日)

### おわりに

私は、本稿において、深井英五『通貨調節論』によりながら、わが国の金本位制期における通貨、通貨制度、通貨政策についての考え方を整理した。また、具体的に理解するために、『日本貨幣年表』によって必要な関連事項を列挙した。その際、わが国金本位制を理解するために、1890 (明治 23) 年まで遡り、1917 (大正 6) 年までを正式年表とし、金本位制成立過程をよりよく理解するために、1871 (明治 4) 年からの年表も示した。

通貨については、1871 年の新貨条例を示し、本位金貨、貿易銀、銀貨、銅貨の種類を具体的に示し、本位貨幣が金貨、貿易銀であり、定位貨幣 (後に補助貨幣と改称される) が銀貨、銅貨であるとの区別をした。

1882 (明治 15) 年、日本銀行条例による兌換銀行券発行の権能を有する日本銀行を開業し、1884 (明治 17) 年、兌換銀行券条例を布告し、銀行券は、銀貨兌換とされた。

深井英五が言う通貨、本位貨・補助貨・紙幣 (兌換銀行券) の成立である。

通貨制度については、1871 年の新貨条例は、金本位制を目指すものであったが、金貨以外に貿易銀をも本位貨幣として認めたために、1878 (明治 11) 年、新貨条例を改正、貿易銀の国内における無制限通用を認め、金銀複本位

制に移行せざるをえなかった。

深井英五が言う通貨制度、金本位制度前史である。

通貨政策については、1886（明治19）年、兌換銀行券の発行限度を2000万円と定め、うち800万円は、銀貨準備、1200万円は、公債準備とすることによって、正貨準備と保証準備の区別が明確になった。1888（明治21）年、兌換銀行券条例を改正し、保証発行屈伸制限制度を採用、保証発行限度を7000万円と定めた。1890（明治23）年、日本銀行は、兌換銀行券の制限外発行の認可を受け、その際制限外発行税率も定められた。ただちに500万円の制限外発行を行った。

深井英五が言う通貨政策、通貨調節の二つの要、保証発行限度の成立と、制限外発行・制限外発行税率の出現である。

以上の見方を踏まえ、わが国の金本位制度を整理すれば、1871（明治4）年、金本位制採用準備開始、1890（明治23）年、金本位制採用準備完了、1897（明治30）年、金本位制採用開始、1917（大正6）年、金本位制採用中断、以後、1930（昭和5）年、金本位制再採用、1931（昭和6）年、金本位制離脱となる。本稿で問題になる1890（明治23）年から1931（昭和6）年は、わが国金本位制度期となり、準備開始から準備完了まで、中断期を含んでいるものの、以後の再建国際金本位制期（1925～31年）をも含め、金本位制度期の通貨、通貨制度、通貨政策と見るかぎり、通貨、通貨制度、通貨政策の考察においては、同一に処理できる期間と判断した。

以上、見てきて、本稿で問題にした深井英五『通貨調節論』は、単なる貨幣論教科書の域を超え、明治から大正を経て、昭和におよぶ、金本位制採用と再採用を論じた、わが国を貨幣論的に見た日本近代国家形成史でもある。したがって、本稿を「日本管見（1890～1931年）」と題した。

(付)

深井英五『通貨調節論』(日本評論社、1928年、新訂版、1938年)

新序 (昭和 13 年 11 月 10 日)  
初版序 (昭和 3 年 4 月 20 日)  
第 4 版小引 (昭和 4 年 6 月)

— 目次 —

- 第 1 章 考察の目標
  - 第 1 節 由來
  - 第 2 節 通貨問題の重要
  - 第 3 節 通貨調節の趣行、手段、範圍
- 第 2 章 考察の態度
  - 第 1 節 社會の福祉
  - 第 2 節 經濟現象の傾向
  - 第 3 節 學說の論争
- 第 3 章 通貨の意義
  - 第 1 節 通俗の用例
  - 第 2 節 通貨の種類
  - 第 3 節 通貨の代用
- 第 4 章 通貨調節の必要
  - 第 1 節 本位貨の場合
  - 第 2 節 補助貨の場合
  - 第 3 節 紙幣の場合
- 第 5 章 通貨制度及思潮の變遷
  - 第 1 節 19 世紀以來の一般趨勢
  - 第 2 節 英國の制度
  - 第 3 節 佛蘭西の制度
  - 第 4 節 獨逸の制度
  - 第 5 節 日本の制度
  - 第 6 節 米國の制度
  - 第 7 節 世界戰爭による金本位の破壊
  - 第 8 節 戰後整理の趨向
  - 第 9 節 保證發行の増加と調節の必要
- 第 6 章 通貨調節の趣行
  - 第 1 節 通貨の價值
  - 第 2 節 通貨の價值の表現
  - 第 3 節 通貨の價值の變動と其の影響
  - 第 4 節 外國爲替相場の變動と其の影響
  - 第 5 節 通貨の價值の安定
  - 第 6 節 價值安定以外の通貨政策
  - 第 7 節 社會福祉の諸要件の調和
  - 第 8 節 安定の二意義
- 第 7 章 通貨の價值と通貨の調節
  - 第 1 節 對内的關係
  - 第 2 節 通貨の價值の測定
  - 第 3 節 金の價值と通貨の價值
  - 第 4 節 通貨の價值の歴史的性質
  - 第 5 節 財貨に對する需要供給
  - 第 6 節 通貨に對する需要供給
  - 第 7 節 財貨と通貨との對立
- 第 8 章 通貨の對内價值と對外價值
  - 第 1 節 對内價值と對外價值との綜合
  - 第 2 節 對外價值の測定
  - 第 3 節 外國爲替相場の決定と造幣比價
  - 第 4 節 爲替市場に於ける需要供給
  - 第 5 節 爲替相場變動の原因としての國際収支
  - 第 6 節 外國爲替相場と國內經濟事情
  - 第 7 節 購買力平價
  - 第 8 節 物價と貿易と爲替相場
  - 第 9 節 資金の移動と爲替相場
  - 第 10 節 金利と爲替相場
  - 第 11 節 爲替相場からの影響
  - 第 12 節 通貨の價值騰落の得失

- 第 9 章 金本位
  - 第 1 節 通貨の本質論と金本位
  - 第 2 節 通貨の數量と金本位
  - 第 3 節 通貨の價值と金本位
  - 第 4 節 金本位設定維持の條件
  - 第 5 節 單位の切下か、通貨の縮小か
  - 第 6 節 債務國の悲哀
  - 第 7 節 金本位の代案
  - 第 8 節 金本位の比較的優良性
  - 第 9 節 金本位と通貨の調節
  - 第 10 節 金の節約
- 第 10 章 在外正貨
  - 第 1 節 在外正貨設置の趣行
  - 第 2 節 在外正貨の特徴
  - 第 3 節 國際金融の中心市場
  - 第 4 節 在外正貨の便權
  - 第 5 節 在外正貨に關する誤解
  - 第 6 節 在外正貨の弱點
  - 第 7 節 在外正貨處理の要諦
  - 第 8 節 在外正貨の事實
- 第 11 章 通貨伸縮の徑路
  - 第 1 節 通貨の調縮と通貨の伸縮
  - 第 2 節 發券銀行の貸借對照表
  - 第 3 節 金及在外正貨保有高の影響
  - 第 4 節 貸出高の影響
  - 第 5 節 公債所有高の影響
  - 第 6 節 株主勘定の影響
  - 第 7 節 預金高の影響
  - 第 8 節 目前の影響と窮極の影響
- 第 12 章 通貨調節の手段
  - 第 1 節 保證發行の伸縮
  - 第 2 節 流動性の資金放出
  - 第 3 節 資金放出の方法
  - 第 4 節 金利政策
- 第 13 章 信用の伸縮
  - 第 1 節 問題の意義
  - 第 2 節 銀行取引の影響
  - 第 3 節 所謂信用の創造
  - 第 4 節 金融の統制
- 第 14 章 通貨の發行制度
  - 第 1 節 發行制度の順應性
  - 第 2 節 發行制度改革の動機
- 第 15 章 經濟活動と通貨の作用
  - 第 1 節 國富と通貨
  - 第 2 節 實物資本と金融資本
  - 第 3 節 金利の關係
  - 第 4 節 通貨の作用の局限
- 補遺
  - 英國發行制度の改正
  - 佛蘭西の金本位制定
- 追録
  - 金の價值と通貨の價值
- 索引